

食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の改正に係る食品健康影響評価の依頼について

（平成18年1月18日付けで食品健康影響評価を依頼した事項）

1. 経緯

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づいて定められた食品添加物の規格基準は、「食品、添加物等の規格基準」により告示されている。

今般、食品衛生法第21条の規定に基づく食品添加物公定書の作成を目的として設置された「第8版食品添加物公定書作成検討会」（座長 国立医薬品・食品衛生研究所 棚元憲一食品添加物部長）において、第8版食品添加物公定書の作成に当たり、既存添加物の成分規格の新規作成、成分規格の国際的整合化及び試験法の改良等、食品添加物の規格基準の改正を提案する報告書が取りまとめられた。この報告書に基づき、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において検討が行われ、これらの食品添加物の規格基準の改正を行うことを適当とする報告書が取りまとめられた。

これを踏まえ、食品添加物の規格基準の改正案のうち、既存添加物の成分規格の作成、成分規格の国際的整合化等について、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、同法第11条第1項に基づき食品健康影響評価を依頼するとともに、試験法の改良等に係る食品添加物の規格基準の改正について、同法第11条第1項第1号に基づき「食品健康影響評価が明らかに必要でないとき」に該当すると解することの可否について照会するものである。

2. 食品添加物の規格基準の改正の概要

①食品健康影響評価を依頼する事項

- 1 既存添加物61品目に係る63成分規格及び一般飲食物添加物1品目に係る1成分規格を作成し収載すること
- 2 指定添加物12品目に係る15成分規格及び既存添加物11品目に係る12品目の成分規格について、国際的な規格との整合化や流通実態の反映等を目的として、純度試験の見直し等の改正を行うこと

②「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」へ該当すると解することの可否について照会する事項

- 1 指定添加物 73 品目に係る 72 成分規格、既存添加物 23 品目に係る 22 成分規格及び「合成膨張剤」の成分規格に関して、試験の操作性の改善、精度の向上、有害試薬の他の試薬への代替等を目的として、一般試験法及び各成分規格を改正すること
- 2 既存添加物 13 品目に係る 14 成分規格及び一般飲食物添加物 1 品目に係る 1 成分規格に関して、動植物、微生物の定義の明確化のため、これらに学名を付記すること
- 3 添加物に係る規格基準について、科学的な記載法への準拠や利便性の向上のため、収載されている化合物等について IUPAC 命名法に基づく名称や日本工業規格番号を付記すること、及び構造式に記載法や用語、用例等の統一を行うこと

3. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価を受けた後に、パブリックコメントの募集や WTO 通報を行い、その結果を踏まえて、薬事・食品衛生審議会において食品添加物の規格基準の改正について検討する。